

決 議

公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村で組織する団体として、廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、生活環境の保全と公衆衛生の向上、循環型社会の形成のため、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進する諸施策を展開するとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備や効率的・効果的な運営管理など、廃棄物の適正処理を推進している。

わが国では、近年の気候変動を背景とした記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害などに対処するため、令和3年8月に「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現を目指し、「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中間シナリオ」（案）が示された。

また、令和4年4月には、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、新たなプラスチックごみのリサイクル制度が確立された。

昨年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障にも資するものとして、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置づけ、2030年度までの目標を定め、国の諸課題を解決し、循環型社会の形成に向けた統合的な取組が進められており、市区町村にも様々な対応を求められている。

このような状況の下、我々は、SDGsの達成と脱炭素社会の実現、豪雨や地震による大規模災害対応など、社会状況の変化を的確にとらえ、安全で安定した廃棄物処理を推進すべく、日々懸命の努力を続けているところである。しかし、市区町村等においては、少子高齢社会の進展に伴う社会保障費の増加、人口減少社会における人員の確保、建設資材、電気・ガソリンなどエネルギーの高騰等により、老朽化した廃棄物処理施設の再整備や新たな廃棄物対策など、増大する経費は廃棄物処理事業の大きな負担となっている。

国においては、厳しい地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識され、循環型社会の形成と廃棄物の適正処理の推進のため特段の措置を講じるよう、下記事項について要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和7年5月22日